

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 制定理由

以下の法令の施行に伴い関係する11の区条例の一部改正を行う。

(対象条例は別紙参照)

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号・令和4年厚生労働省令第175号)の施行に伴う関係条例の一部改正
- (2) 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第167号)等の施行に伴う関係条例の一部改正
- (3) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴う関係条例の一部改正

2 制定内容(各条例の改正内容等は別紙参照)

- (1) 上記1(1)について、児童福祉施設等における安全計画及び業務継続計画の策定等に係る規定を加えるとともに、児童福祉施設等における自動車運行時に児童の所在確認を行うこと及び保育所等における送迎者に児童見落とし防止措置を使用することを義務付けるほか、所要の改正を行う。
- (2) 上記1(2)について、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する。
- (3) 上記1(3)について、条ずれ等を改める。

3 施行期日

- (1) 上記2(1)及び(3): 令和5年4月1日
- (2) 上記2(2): 公布の日

【参考資料】

(第6号議案)各条例の主な改正内容

以下、各条例を表頭の番号で表示する。

- ① 豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ② 豊島区子ども・子育て会議条例
- ③ 豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- ④ 豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- ⑤ 豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- ⑥ 豊島区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
- ⑦ 豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ⑧ 豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ⑨ 豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ⑩ 豊島区立心身障害者福祉センター条例
- ⑪ 豊島区立障害者福祉施設条例

1. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正によるもの

すべての新設・改正箇所が存在する「①豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」を例とする。

(1) 安全計画の策定等（関係条例：①、③、⑦、⑧、⑨）

【主な内容】

安全計画の策定、職員に対する安全計画の周知および研修や訓練の定期的実施、保護者への安全計画に基づく取り組み内容等の周知、定期的な安全計画の見直し

新設案
第7条の2 児童福祉施設 （助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、 児童 の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 保育所及び児童発達支援センター は、 児童の安全の確保 に関して 保護者との連携 が図られるよう、 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等 について周知しなければならない。 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

【各条例間の相違点】

- ・各条例が対象とする施設や利用者により、主語が異なる（赤色）。
- ・⑨のみ、上記第3項にあたる「保護者への周知」の記載なし（青色）

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認（関係条例：①、③、⑦、⑧、⑨）

【主な内容】

児童等利用者の乗車・降車の際に所在を確実に把握、児童等利用者の車内への見落としを防止する装置を備えることなど

新設案
第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

【各条例の相違点】

- ・各条例が対象とする施設や利用者により、主語が異なる（赤色）
- ・⑦、⑨については、上記第2項にあたる「ブザー等利用者の見落としを防止する装置を備えること」などの記載なし（青色）

(3) 業務継続計画の策定等（関係条例：①、⑦）

【主な内容】

感染症や非常災害発生時に早期に業務再開を図るための計画策定、職員への計画の周知、定期的な計画の見直しなど

新設案
第8条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

【各条例の相違点】

- ・各条例が対象とする施設や利用者により、主語が異なる（赤色）

(4) 職員（関係条例：①のみ）

【主な内容】

障害児の支援に直接従事する職員が保育へ従事が可能となることなど

新設案	
<p>第 76 条 1～8（略）</p> <p>9 第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第 80 条第 2 項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第 80 条（略）</p> <p>2 第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	

(5) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（関係条例：①、③）

【主な改正内容】

ただし書きの削除及び項の新設による職員の兼務や設備の共用が可能となること

現行	改正案
<p>第 11 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</p>	<p>第 11 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p>

【各条例の相違点】

- ・各条例が対象とする施設や利用者により、主語が異なる（赤色）
- ・③については、上記第 2 項の「適用しない規定」の部分がなく、整理されている（青色）

(6) 衛生管理等（関係条例：①、③、⑦）

【主な内容】

職員に対する感染症予防等の研修や訓練を定期的実施すること

現行	改正案
第 15 条（略） 2 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。	第 15 条（略） 2 児童福祉施設 （障害児入所施設等を除く。）は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する必要な措置を講じる よう努めなければならない。

【各条例の相違点】

- ・各条例が対象とする施設や利用者により、主語が異なる（赤色）
- ・3つの条例とも、改正される文言は同様（青色）

2. 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令等の改正

(1) 懲戒に係る権限の濫用の禁止規定の削除（関係条例：①、③、④、⑤、⑧、⑨）

「①豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」を例とする。以下の規定が削除される

現行
第 14 条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第 6 条の 2 第 1 項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第 3 項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

【各条例の相違点】

- ・各条例、概ね同内容の条文が削除される。

【参考資料】 主な改正箇所の条文一覧

No.	改正内容 区対象条例	【制定理由(1)】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正
		安全計画の策定等
		新設
①	豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	<p>第7条の2 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
③	豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	<p>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
④	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	
⑤	豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑦	豊島区放課後事業健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	<p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
⑧	豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	<p>第53条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
⑨	豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	<p>第50条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>

No.	改正内容 区対象条例	【制定理由(1)】
		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正
		自動車を行う場合の所在の確認
		新設
①	豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	<p>第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>
③	豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	<p>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>
④	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	
⑤	豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑦	豊島区放課後事業健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	<p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p>
⑧	豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	<p>第53条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>
⑨	豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	<p>第50条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p>

No.	改正内容 区対象条例	【制定理由(1)】
		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正
		業務継続計画の策定等
		新設
①	豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	<p>第8条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>
③	豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	
④	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	
⑤	豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑦	豊島区放課後事業健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	<p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>
⑧	豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑨	豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	

No.	改正内容 区対象条例	【制定理由(1)】
		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正
		障害児の支援に直接従事する職員の保育従事 新設
①	豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	<p>第76条 1～8(略)</p> <p>9 第11条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。第80条第2項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 第11条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>
③	豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	
④	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	
⑤	豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑦	豊島区放課後事業健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	
⑧	豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑨	豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	

No.	改正内容 区対象条例	【制定理由(1)】
		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 改正(赤字が新規追加箇所。青字が現行から削除される箇所)
①	豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	第11条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。 ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
③	豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、 その行う保育に支障がない場合に限り、 必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
④	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	
⑤	豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑦	豊島区放課後事業健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	
⑧	豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑨	豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	

No.	改正内容 区対象条例	【制定理由(1)】
		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正 衛生管理等 改正
①	豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	第15条(略) 2 児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。)は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する必要な措置を講じるよう努めなければならない。
③	豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第14条(略)(現行どおり) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
④	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	
⑤	豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑦	豊島区放課後事業健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	第13条(略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
⑧	豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	
⑨	豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	

No.	改正内容 区対象条例	【制定理由(2)】 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令等の改正 懲戒に係る権限の濫用の禁止規定(削除)
		削除
①	豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	第14条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
③	豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
④	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
⑤	豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (令和5年2月1日施行)	第18条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
⑦	豊島区放課後事業健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	
⑧	豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	第46条 管理者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所を管理する者に限る。)は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
⑨	豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (令和5年2月1日施行)	第43条 管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。